

平成26年12月定例会 総務委員会（付託）

平成26年12月15日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第38号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正について

【報告事項】

- 平成27年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料③）

河村警務部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料の1ページ、その他の議案等の徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定が行われたことにかんがみ、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改正を行う必要があるためでございます。

次に、改正の主な概要について御説明いたします。

なお、改正の内容の中には複雑な部分もあるため、お手元に資料1をお配りしておりますので、御参考としていただくようお願いいたします。

まず最初に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正であります。給与に係る公民格差0.25%の是正を図るため、警察職員の給料表について、若年層に重点を置くなどしながら、平成26年度の給料月額を引き上げるものであります。

また、その一方において、給与制度の総合的見直しにより、地域間、世代間の給与の配分の適正化を図る必要から、若年層に配慮しながら、平成27年度の警察職員の給料月額を平均2%の引下げを行うものであります。

次に、諸手当の改定についてであります。まず通勤手当について、特別急行列車等を利用する警察職員の一か月の通勤に要する特別料金等の限度額を月額3万4,000円に引き上げるものであります。

勤勉手当につきましては、民間との支給割合の均衡を図るため、本年度におきましては12月期において、また、平成27年度におきましては6月期と12月期に分けて、年間の支給割合を0.15%引き上げるものであります。

この引上げについての具体的な支給割合につきましては、お手元の資料のとおりとなっておりますので、参考にしてください。

地域手当につきましては、支給割合の上限を100分の20へ引き上げることとし、また、単身赴任手当につきましては、基礎額の月額を3万円に、交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を7万円に引き上げるものであります。

また、給料の特別調整額の支給を受けている警察職員が、休日等において事件・事故の対応等の臨時・緊急の必要により勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当を、平日深夜についても6,000円を超えない範囲で支給することとしたものであります。

次に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、所要の改正を行うものであります。

最後に、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、同研究員の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに100分の155とするものであります。

以上が、徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 児嶋警察本部長

平成27年度に向けた警察本部の施策の基本方針について御説明します。

この説明は、来年度の予算編成に向け、各部局の施策の基本的な方針をあらかじめ県議会に説明するとともに、その内容を知事部局のホームページ上に掲載し、県民の皆様にご覧いただくものとなります。

それでは、お手元の資料の左上を御覧ください。

事前委員会でも報告しましたとおり、県内の治安情勢につきましては、改善基調が続いています。特に、本年は治安水準を示す二大指標である刑法犯認知件数、交通事故死者数ともに減少率が全国1位と、県警察の運営指針である安全安心を誇れる徳島県の実現に向け、着実に成果を挙げています。

この傾向を来年以降も持続していくためには、治安情勢等の変化に応じた組織体制の不断の見直しが必要です。

そこで、資料右上の警察活動基盤の強化を御覧ください。

現在、全庁的な取組として、国土強靱化地域計画や公共施設等総合管理計画を策定中です。県警察としては、将来の治安情勢等を見据え、更なる組織体制や業務の見直し等を進めた上で、活動拠点となる警察施設の整備を進めてまいります。

また、女性の視点を生かした組織の構築を一層進めます。今年度の警察官採用試験において、受験者に対する身長・体重制限を撤廃するなど、優秀な人材を確保するための措置を導入しました。来年度の人事配置においても、女性警察官の警察署課長職への登用も検討しています。

警察業務においては、性犯罪や夜間における相談等、女性による対応が望ましい場面が多くあります。今後、更に女性が働きやすい職場環境づくりを進めた上、女性警察官の宿直配置等、夜間態勢の充実についても検討を進めてまいります。

続いて、資料下段の三つの重点施策について説明します。

まず、生活安全の確保です。

冒頭申し上げたとおり、今年、当県の治安情勢は大きく改善しています。しかし、女性や子どもが被害に遭う犯罪が増加しているほか、不正アクセス等のサイバー犯罪、危険ドラッグ事案など、良好な治安を阻害する新たな要因も出現していることから、これら事案への取組を引き続き強化してまいります。

地域の安全を確保するためには、関係団体をはじめ、住民の御理解と御協力が不可欠であります。したがって、犯罪抑止のための情報発信や事業のアウトソーシングなど、関係団体の更なる活性化に向けた支援にも取り組んでまいります。

次に、交通安全対策の推進です。

第9次交通安全計画には、交通事故死者数を可能な限りゼロに近づけることが掲げられています。このため、県警察としては、悪質運転者に対する取締りの強化、体系的な教育による交通安全思想の普及、安全で安心な交通環境の整備の三本柱で、引き続き交通事故防止に努めてまいります。

また、四国横断自動車道の鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジまでの間や、松茂スマートインターチェンジの供用など、新たに生じる交通環境の変化に的確に対応するため、引き続き、道路管理者との密な連携と情報共有の下、安全対策に万全を期してまいります。

最後に、災害対策の強化です。

今年、県内では台風による豪雨や大雪などの自然災害が発生しました。災害発生時、警察は消防や自衛隊とともに最前線に立って活動します。そこで、さきに申し上げました国土強靱化地域計画等の策定を通じて、活動拠点となる警察署の耐震化や機能強化を図ります。また、関係機関と連携した各種訓練を継続することにより、更なる対処能力の強化に努めてまいります。

以上、平成27年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、御説明いたしました。

県警察といたしましては、来年も安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、組織一丸となって各種施策を推進してまいります。引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

## 藤田元治委員

12月5日に県西部で降りました大雪については、全国ニュースのトップを飾るなど、いろいろ報道されたわけですが、三好市池田町と愛媛県四国中央市を結ぶ国道192号線において、車両130台が17時間立ち往生した。そして、吉野川市山川町では、高越山山頂で高越寺の住職とその寺を守る方のお二人が、また、つるぎ町でも98歳の独居老人がお亡くなりになりました。さらに、三好市とつるぎ町、東みよし町の3市町村では、最大876世帯、1,550人が孤立され、延べ1万2,625戸に及ぶ停電が発生し、大きな被害が発生したわけでありまして。最近の防災・減災の取組といたしましては、南海トラフの巨大地震による津波対策が非常に主流であったわけでありまして、今年8月の台風11号に伴う豪雨によりまして、那賀町や阿南市などでは浸水被害の発生、また、広島市では大規模な土砂災害なども発生いたしました。今回、県西部における大雪の被害ということで、改めて風水害、土砂、大雪の脅威を思い知らされたわけでありまして。そこで、今回の大雪災害に伴いまして、県警察ではどのような体制を確立し、どのような対策を講じたのか、お伺いをいたします。

## 西岡警備部長

県西部の大雪災害に伴う県警察の対応についてでございます。

まず、被害状況につきましては、ただいま委員から御説明があったとおりでございます。県西部を中心に被害が出ております。そこで、今回の大雪被害に対する基本的対応につきましては、まず、12月5日の夜までに本部内に災害警備連絡室、美馬と三好の両警察署に災害警備本部を設置いたしました。その上で、自治体に警察官を常駐させるなどいたしまして、警備情報収集、それから関係機関との連携等を図りながら、県警のそれぞれ各課が組織的に対応したところでございます。具体的には、まず交通関係でございますけれども、大雪により多数の車両が立ち往生になった主要道におきまして、交通規制、車両誘導や交通事故処理、また、生安関係では、県警のへりによります情報収集や、自衛隊員、自治体職員とともに孤立世帯の安否確認や行方不明者の捜索を行ったところでございます。

さらに、刑事部では、御遺体の検視を行ったところでございます。なお、このほかにも、一般治安維持のためにパトロールや交通整理等の活動を徹底しておりまして、今回、正に県警の全部門を挙げて災害警備活動に取り組んだところでございます。

## 藤田元治委員

災害発生時に緊急の交通路の確保が非常に重要だと思うのですが、今回の大雪では、国土交通省が改正災害対策基本法を初めて適用しまして、国道192号線において道を防いだ車両を撤去したとのことであります。県警察では、どのような交通規制を実施したのか、お伺いいたします。

## 澤口交通部長

通常、台風や大雨等の災害時に区間を指定して通行止めとする交通規制は、第一次的に

は道路管理者が道路法に基づいて実施しております。このたびの大雪災害についても、高速道路や国道等において道路管理者による交通規制が実施されました。県警では、規制区間内の国道 192 号において、道路管理者が改正災害対策法を初適用して車両を移動した際、警察官が現場で立会いを実施しております。また、三好市内の一部の地域では、停電により信号機が滅灯したため、道路交通法に基づき警察官が交通整理等の交通規制を実施し、交通事故防止を図りました。

#### 藤田元治委員

今回の大雪により、道路が寸断されたほか、電気や電話といったライフラインが断たれて孤立し、生命に関わるような事態になった方もいらっしゃるわけですが、今回、県警察では、孤立集落の住民対策に取り組んできたと思います。具体的にどのような活動を行ったのか、お伺いをいたします。

#### 小倉生活安全部長

孤立集落の住民対策についての御質問でございます。

今回の大雪では、倒木等により道路が寸断され、電気等のライフラインも絶たれ、県西部 1 市 2 町におきまして多くの孤立集落が発生したところでございます。委員御説明のとおり、最大で 876 世帯、人員が 1,550 人で行ったところでございます。12月10日には、これらの孤立集落はすべて解消したところでございます。県警察では、上空から警察ヘリによる孤立集落の状況把握や孤立集落における住民の安否確認等の活動に従事いたしました。安否確認の実施につきましては、自衛隊、自治体職員等とも十分連携しながら、自衛隊の除雪、倒木撤去等の道路復旧作業に併せまして、徒歩で集落に入り、戸別に訪問して住民と面接するなどいたしまして、安否確認を行ったものでございます。12月9日までに孤立集落すべての住民の安否確認を終えたところでございます。

#### 藤田元治委員

ここ最近、県内では大規模な雪害などによる災害が余り発生していなかったことから、警察をはじめとする関係機関も大変苦労したのではなかろうかと思えますし、今の気象では、いつまた発生してもおかしくない状況であります。そこで、今回の事態も含め、県警察の大雪に対する災害対策はどのような方針なのか、今回のことも教訓にお聞かせいただきたいと思えます。

#### 西岡警備部長

大雪に対する県警の対応に関する御質問でございますけれども、昨日も県西部の山間部では積雪がございまして、これから冬本番となり、山間部等においてはますますの積雪等の被害が懸念されるところでございます。そこで、災害発生時におきましては、発災直後の被害情報の収集でありますとか、災害活動体制の確立と併行いたしまして、人命の救出

救助等の災害応急活動を迅速かつ的確に講ずることが警察に求められているところでございます。一次的には、市町村において災害対策本部を設置して対応しますが、被害の状況に応じまして、国の機関や地方公共団体、公共機関等がそれぞれ連携し、協力していくことになろうかと思っております。また、当該地方公共団体の対処能力を超える大規模な被害が出れば、自衛隊や消防、あるいは警察等の実働部隊などを広域的に派遣いたしまして、災害対策を行う予定であります。今、質問にもございましたけれども、積雪については、基本的には津波や地震と基本的な考え方は同じでございますが、特に積雪に対しましては、雪の関連情報を早期に収集したり、実態把握の分析や資料の整理、それから情勢に応じて警備態勢を確立していくことが中心になろうかと思っております。今後とも積雪に対しては適切に対応してまいりたいと考えております。

藤田元治委員

雪山は非常に危険を伴うと思うのですが、専門的な知識や技能と相応の態勢、装備も非常に重要になってくるし、警察が自衛隊のような活動をするのは非常に難しいと思っております。

剣山頂上ヒュッテの新居さんからも聞いたことがあるのですが、雪山で遭難した方の救助に向かうためには、装備も必要だし、常日頃からある程度の訓練も行っていなければならぬ。まず装備の部分について、完全に整えているのでしょうか。

小倉生活安全部長

雪山災害等に対する県警の態勢、装備についての御質問でございます。

まず、態勢につきましては、迅速的確な捜索や救助及び救護活動を組織的に行うため、県警察では、本年7月に本部の地域課内に地域課長を隊長とし、機動隊員や山岳地帯を管轄いたします警察署員49名で編成した山岳警備隊を設置しているところでございます。

次に、装備資機材についてでございますが、本年7月に態勢を発足したばかりでもございまして、特に、委員御質問の冬山での災害活動に必要とされる装備資機材につきましては、まだ十分なものを保有いたしておりません。今後、計画的に装備資機材の整備、充実に努めるとともに、隊員に対しましては、雪山に対する知識、技能の修得、訓練の充実に努め、迅速的確な対応が出来るよう努めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

装備のほうはまだまだ十分ではないということで、今回のような大雪による災害は、またいつ発生するかもわからないので、装備のほうは早急に整えてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

西岡警備部長

今、生活安全部長が答弁いたしました。これは雪山に特化したことでもございまして、基本的に災害に関しては、例えばレスキューカーといった様々な車であったり、レス

キュー隊が使うチェーンソーなどについては十分所有しております。先ほどは雪山に特化したものということで答弁させていただいたわけございまして、委員から御質問もありましたので、今回の積雪被害を教訓にして、今後、装備等についてはできる限り検討してまいりたいと思っております。

#### 藤田元治委員

装備もそうですが、訓練等も充実していただいて、今回の災害を教訓にして、県警として何が出来るか再検討し、今後の対策、対応に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、有害鳥獣に関する猟銃の所持許可についてお伺いをしますが、先般、板野町で野生のニホンザルが町に出没して住民を襲ったり、鳴門市ではイノシシが保育所の門を破って侵入する事案が発生しました。また、徳島自動車道、高松自動車道においても、走行中の車両とイノシシやシカが衝突事故を起こすなど、全国的にも相次ぐ被害が出ているわけでありまして。このような現象は、最近の異常気象にもつながっていると思うのですが、猟師の高齢化に伴う狩猟人口の減少も一つの大きな要因ではないかと思えます。そこで、県内におけるここ数年間の銃砲の所有許可状況と高齢者の占める割合、また、銃砲の所有許可を受けるためにはどのような手続を行い、申請者が銃を撃てるまでにどれくらいの期間が必要なのか、お伺いをいたします。

#### 小倉生活安全部長

県内における銃砲の所持等についての御質問でございます。

公安委員会の許可を受けて所持する銃砲につきましては、猟銃であります散弾銃、ライフル銃のほか、空気銃や建設用鋸打ち銃などの産業銃も含まれておりますので、猟銃と空気銃に限定して説明させていただきます。県内における猟銃、空気銃の所持許可を受けております所持者の数は、本年12月5日現在、1,308人ございまして、猟銃等の許可の丁数は、ライフル銃が238丁、散弾銃が1,724丁、空気銃が351丁、合計2,313丁となっております。猟銃、空気銃の所持者の数は、全国の状況と同じく、本県でも減少傾向にございます。具体的な所持者数を申し上げますと、過去5年間では、平成22年12月末は1,596人、平成23年12月末は1,491人、平成24年12月末は1,396人、平成25年12月末は1,339人と、毎年減少しておりまして、本年12月5日現在の1,308人と5年前の平成22年末の所持者数を比較いたしますと、マイナス288人、率にしまして約18%の減少となっているところでございます。

次に、高齢者の占める割合について説明いたしますと、県警察では年齢別の統計は取っておりませんが、本年12月5日現在におけます割合を調査しましたところ、所持者数1,308人のうち、65歳以上の高齢者が592人で、全体の約45%を占めている状況でございます。

次に、猟銃等を所持するまでの手続や所要する期間についてでございますが、猟銃のうち、散弾銃について説明いたしますと、初めて許可を受けるには、まずは猟銃等の初心者講習

を受講していただき、考査に合格し、講習修了証明書の交付を受けていただくこととなります。そして、射撃教習を受講しますが、これは射撃実技の考査でありまして、住所地を管轄する警察署に申請書を提出していただき、資格認定を受けた後、指定射撃場で受講していただくことになっております。射撃教習に合格しますと、警察署に所持許可申請書を提出していただき、許可を受けて散弾銃を所持することとなります。猟銃を所持するまでに要する期間ではありますが、初心者講習の申請受講からおおむね2か月から3か月の期間を要します。これは、申請者が銃刀法に規定されております欠格事由に該当しないかなどについて厳格な審査を行う必要がありますので、ある程度の期間が必要となっているものでございます。

#### 藤田元治委員

今、説明がありましたように、2か月から3か月の間にいろいろ調べなければならないということですが、ここ数年間に県内で発生した発砲事件、事故の発生件数や検挙者数はどうなっているのか、お伺いをいたします。

#### 小倉生活安全部長

銃砲等による事件事故の発生件数等についての御質問でございます。

平成22年から本年までの過去5年間におけます猟銃による事件事故の発生件数や検挙数について説明いたします。まず、事故の発生でございますが、過去5年間では、平成24年に1件、平成26年に1件の合計2件の事故が発生いたしております。平成24年の事故の態様は、狩猟者が車内で銃を暴発させまして、付近の建物を破損させるという事故でございまして、怪我人はございませんでした。続いて、平成26年の事故は、山中で猟銃を背負っての移動中、何らかの原因で銃が暴発して、御本人が亡くなるという事故でございました。

次に、過去5年間におけます事件の検挙状況について説明いたしますと、平成22年に銃刀法違反で3件3名を検挙しております。内容は、保管義務違反が2件と、申請書類の虚偽記載違反が1件でございます。平成23年はございませんでした。平成24年は、銃刀法違反の発射制限違反で1件1名を検挙しております。平成25年は、銃刀法違反で2件2名を検挙し、その内容は発射制限違反が1件と、保管義務違反が1件でございます。本年は11月末現在までに検挙はございません。

#### 藤田元治委員

狩猟人口の減少というのは、単に高齢化だけではなく、申請手続の煩雑さによりまして、若い人が銃を持つのを諦めたり、敬遠する傾向があるのではなかろうかと思えます。こうした中で、空気銃につきましては、2020年の東京オリンピックに向けました射的競技を強化するために銃刀法を改正し、使用できる下限年齢を引き下げ予定があるということでもあります。そこで、猟銃やライフルの所持許可について負担を軽減したり、銃を撃てるまでの期間でありますとか、維持管理する負担を軽減するようなことはできないのでしょうか。

か。

小倉生活安全部長

銃砲の所持許可に係る負担軽減措置についての御質問でございます。

現在、県警察で実施しております銃砲の所持許可に係る負担軽減措置としましては、全国的に実施しております講習会の日曜日開催、また、郵送や代理人による申請書類の受理のほか、県警察独自で申請書類の提出部数の削減や、技能講習を行う射撃場について愛媛県、香川県の射撃場と委託契約を行い、県西部の技能講習受講者への便宜を図る措置を取っているところでございます。そして、委員から御説明ございましたように、警察庁におきまして申請書類の様式や添付書類の見直し、また、診断書を作成する医師や認知機能検査の受検時期の見直し等についての政令の改正作業を進めていると承知しております。

さらに、本年11月28日には、銃刀法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されまして、市町村での有害駆除実施者に対する技能講習免除の特例が平成28年までの2年間延長されるなど、今後、法令等の改正によりまして全国で負担軽減措置が実施されるものと承知しておりますが、県警察といたしましても銃砲行政を厳正適切に実施するとともに、支障のない範囲で負担軽減措置を図っていくこととしております。

藤田元治委員

大変難しい部分もあると思いますが、できるだけ負担軽減措置を実施していただきたいと思っております。有害鳥獣につきましても、人的被害のほかにも農作物への被害が非常に深刻なわけでありまして、ハンターの育成は非常に重要であると思っておりますし、今後も狩猟人口が減少するようであれば、警察官や自衛隊員が拳銃やライフルを使用して駆除してはどうかという声もあります。銃砲、猟銃の所持許可を所管している県警察としては、このような状況をどのように認識しているのでしょうか。

小倉生活安全部長

銃砲刀剣類につきましても、その利用目的が多様でありまして、中には社会生活上欠くことの出来ないものもございますが、いずれも人畜を殺傷する機能を有しておりまして、一步誤ると凶器として各種犯罪の手段に使用され、また、事故が発生した場合の危害も大きいものであり、こうした銃砲刀剣類の所持等を規制する銃刀法を所管しております警察といたしましては、厳正な銃砲行政に努めることが重要であると認識しております。

他方、県警察といたしましても、ただいまの委員御指摘のとおり、鳥獣被害対策の重要性は認識しておりまして、鳥獣被害防止特措法により行政の被害対策が支援され、今後、鳥獣保護法が改正され、捕獲や個体数管理の態勢も強化されることとなりますことから、所持者の負担軽減にも配慮しながら、こうした施策に対して行政当局との連携を深めてまいり所存でございます。

### 藤田元治委員

私が住みます県西部の美馬市では、中山間地域に行きますと畑という畑はすべて網といいますか、ワイヤーメッシュで囲んで侵入を防ぐ策を講じていますし、私も散歩をしておりますと、必ず週に何回かはイノシシと出会い、非常に危険というか、恐ろしい思いをいたします。やはり、駆除の部分と適正管理の部分が非常に重要になってくると思います。

そこで、やはり猟友会の皆さんの力が非常に重要になってくると思いますので、その辺も十分に活用するという意味におきましても、安全性を重視した猟銃等の軽減措置を今後とも図っていただきまして、県警察といたしましても、有害鳥獣の駆除に関しては、これからも十分に力を入れていただきたいと要望いたしまして終わります。

### 木南委員

昨日、衆議院の総選挙がありました。我々も疲れましたが、警察の方々も非常にお疲れだろうと思います。御努力に敬意を表するところでございます。

事前委員会でも少しお聞きしたのですが、乳幼児や高齢者、障害者の虐待等々のニュースを見るたび、非常に目を背けるような重大な事件事故が起きているように思います。そこで、徳島県における児童あるいは高齢者等における虐待の発生状況について、お聞きしたいと思います。

### 小倉生活安全部長

県内における児童や高齢者等に対する虐待事案の発生状況等についての御質問でございます。

本年11月末現在、県警察におきまして認知しております虐待事案について説明させていただきます。まず、児童虐待事案につきましては、189件認知しております。その態様の内訳でございますが、身体的虐待64件、性的虐待3件、怠慢又は拒否21件、心理的虐待101件という状況でございます。高齢者に対する虐待事案でございますが、37件認知し、その態様につきましては、身体的虐待が35件、心理的虐待が1件、養護の著しい怠りが1件という状況でございます。障害者に対する虐待事案につきましては、2件を認知しておりまして、その態様は、身体的虐待が1件、性的虐待が1件という状況でございます。

### 木南委員

もう少し少ないのかなと思っていましたが、驚愕の数字であります。これは認知件数ですから、全部では幾らになるのか心配するところであります。そして、これらの虐待事案について検挙が伴うと思うのですが、どのような罪名で検挙されているのか、教えていただきたいと思います。

### 小倉生活安全部長

各種の虐待の検挙状況等に関する御質問でございます。

本年11月末現在での状況について御説明いたしますと、児童虐待事案で5件を検挙しております。その内容は、逮捕監禁罪が1件、傷害罪が3件、児童福祉法違反が1件で、合わせて5件という状況でございます。なお、高齢者と障害者に対する虐待事案での検挙事例はございません。

#### 木南委員

認知件数の割に検挙件数が5件しかないということで、一義的には福祉事務所や児童相談所へ駆け込んで、そこでの解決だろうと思います。今、ネグレクトという言葉がありますが、そのような問題で片付けられるものではないと思います。というのは、発生場所が家庭内であったり、あるいは介護施設だろうと思うのですが、弱者にとっては一番安心して駆け込めるといいですか、他所でそういう事案に遭っても保護していただける、一番安心なところで問題が起こる。非常に深刻だと思います。警察という組織上の問題があって、起こってしまってから認知するという。それは組織としたら仕方がないのですが、安全性も求められています。一般県民は、そこに行くまでに何とかしてほしいというニーズがあるように思います。先ほど言ったような児童相談所、徳島県では「こども女性相談センター」などがあるのですが、そことの連携等について少しお聞きしたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

県警察の関係機関との連携等についての御質問でございます。

県警察におきまして、各種虐待事案を認知した場合には、被害者の生命、身体の保護を最優先といたしまして、事案の緊急性、危険性を踏まえ、犯罪行為に該当する事案については積極的な事件化を図っているところでございます。また、事件化が困難な場合にありましても、関係機関に通報するなどして必要な連携を図り、被害者の安全保護に配慮した対応を行っているところでございます。連携の対象となる関係機関につきましては、先ほど委員から御指摘がございましたように、児童虐待事案の場合は児童相談所や学校、教育委員会等と、高齢者や障害者の虐待事案の場合につきましては、県及び市町村の関係部局等と連携しているところでございます。いずれの虐待事案におきましても、関係機関が立入調査を行うに際し、警察に対して法律に基づく援助要請があった場合、警察官職務執行法等の規程に基づきまして、被害者の生命、身体の安全を確保するため、必要な措置を講じているところでございます。

#### 木南委員

今、部長から答えていただいたことが現状だろうと思います。今現在、高齢者虐待防止法や児童虐待防止法というものがあります。そこで、まず最初に通報、駆け込むのは、福祉事務所や児童相談所、徳島県であればこども女性相談センターだと、この法律にも書かれています。ところが、私が最初に申しましたように、事案が起きたら警察官が来てくれると思うのですが、住民にとっては、それまでに何とかしてほしいというニーズがあると

思います。児童相談所や福祉事務所に行くという話ではなく、警察も駆け込み場所として積極的に受皿を作っていないだろうかといった話です。今日、来年度に向けた警察の施策の基本方針という資料を頂きました。非常に充実した内容で、どちらかというとな力業で抑えるのが警察の主な手法のような気がするのですが、力業だけでは解決できない問題として、生活安全の確保ではDV、ストーカー事案、いじめ事案なども書いていただいています。そのようなことから、児童相談所や福祉事務所だけではなく、警察署あるいは駐在、交番等でも受皿みたいなものが出来れば、そのことを住民に知らせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

小倉生活安全部長

ただいま委員から御提案いただいた受皿的なものについては、今後、関係機関とも十分協議した上で検討してまいりたいと考えております。

木南委員

公安委員会にとって安全安心が最大の目標だと思うのですが、弱者へのいじめに対し、どのようにしていきたいと思っているのか、お聞きしたいと思います。

小倉生活安全部長

虐待事案についてどのように考えているのかという御質問でございますが、本来、この虐待事案というのは、対象者の生命身体に関わるような重要な事案でございます。被害者の方の安全を確保していく、保護していくことは、警察本来の責務でもございますので、警察といたしましては、あらゆる警察活動を通じて虐待事案の端緒と申しますか、まずは委員がおっしゃったような状況をいち早く把握することが大事だろうと思います。こうしたことを早期に把握した上で、関係機関とも連携し、どういう適切な対処が出来るのか、警察としても事件化が出来るのかどうかといったことも含めて総合的に対応してまいりたいと考えております。

木南委員

私が言いたかったのは、そういう目を背けるような事案が起こったら、警察官が出てくるのが警察の性質的なところだと思います。児童相談所などへ駆け込む、あるいは通報することが第一的だと思うのですが、その中に警察、交番等が入り、双方向のシステムが出来れば良いと思います。その辺も検討していただけるようですので、そのことを期待して終わります。

小倉生活安全部長

先ほども申し上げましたとおり、委員からもそういう御提案を頂きましたので、警察としてどういう方向で役割分担が出来るのか、検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

それでは、今日配られました警察本部の施策の基本方針の資料の中から、少し確認とお尋ねをしたいと思います。三つの重点施策のうち、災害対策の強化に関しては、災害に強い施設の整備と対処能力の強化に取り組むということであります。今現在、県警察が保有している施設はどれくらいあるのか、まずはお尋ねします。

杉本拠点整備課長

県警察が所有する施設の状況でございますが、現在、県警察が所有しております施設については、警察本部、警察署等の庁舎が44施設 123 棟、交番、駐在所等が 143 施設 386 棟、宿舎が68施設 249 棟の計 255 施設 758 棟となっております。

岸本委員

それでは、全部が老朽化するわけではないと思いますが、これまでどのような施設整備を行ってきたのかお答えください。

杉本拠点整備課長

県警察のこれまでの施設整備状況でございますが、県警察におきましては、平成19年度に策定されました防災拠点となる県有施設耐震化計画がございまして、それにのっとりして那賀、牟岐、板野及び石井警察署の4警察署で庁舎の耐震改修を推進いたしました。その他、老朽、狭隘化が著しかった運転免許センターの移転整備を行ったところで、今春統合しました美馬警察署庁舎につきましても、今年度から耐震化について着手しているところでございます。

また、防災機能強化事業といった形で申し上げますと、これまでに警察本部庁舎の自家発電設備、それから無停電電源装置の更新を完了いたしまして、現在、警察本部庁舎では空調設備の更新、牟岐警察署では津波等に関します止水板の設置工事等を進めているところでございます。

さらに、宿舎につきましては、現在、民間資金を活用いたしましたPFI的手法によりまして、徳島市城東町と小松島市日開野町で計4棟90戸の宿舎を整備しており、一部供用を開始しているところでございます。宿舎につきましては、これによって徳島市内周辺の老朽化した宿舎を集約、それから耐震化を促進することとしております。施設整備としましては、このような状況でございます。

岸本委員

来年度予算については、現在作業中だと思いますが、具体的にどこをどのように整備する計画なのでしょうか。

石川会計課長

来年度の施設整備に関する御質問でございますが、現在予定している災害対策に関する施設整備につきまして、まず警察署の耐震化といたしましては石井警察署で、これは2か年目の工事でございます。そして、美馬警察署庁舎の耐震化工事を予定しております。また、防災機能強化事業といたしましては、警察本部庁舎の空調設備、給水設備の更新、鳴門警察署庁舎の止水板の設置、それから牟岐警察署庁舎の天井改修工事等を計画しております。さらに、現在、知事部局、教育委員会とともに公共施設等総合管理計画を策定中でございますけれども、来年度以降、それぞれ個別の施設に対する今後の維持管理のあり方を内容といたします個別施設計画を策定する予定でございます。いずれにいたしましても、これらの整備につきましては、今後も財政の平準化も踏まえつつ、災害に強い施設整備を推進してまいりたいと思っております。

岸本委員

来年度の施設整備については、今のがすべてでしょうか。これから予算の取り方にもよると思うのですが、前々から申し上げております東警察署の整備といったことも入ってくる余地はないのでしょうか。今の段階では、なかなか厳しい質問かも知れませんが、その辺はどうでしょうか。

石川会計課長

東警察署の整備が入らないかという御質問でございますけれども、東警察署の庁舎整備につきましては、これまで実施しました調査研究等の結果を踏まえまして、現在、庁舎の機能や規模、設備の内容、事業費やその財源等の課題と方向性をまとめた基本構想の策定に向けて作業を進めているところでございます。基本構想につきましては、今年度末にも取りまとめることとしておりまして、この結果によりまして、今後、事業の方向性等について見極めてまいりたいと考えております。

岸本委員

東警察署については、県都徳島市の中でも非常に重要な拠点施設となりますので、今日はこれぐらいの要望にしておきますが、是非、来年度に整備できるようにしていただきたいと思っております。

それでは、更なる交通環境の整備ということで、道路管理者との情報共有という文言がありますが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

石川会計課長

道路管理者との連携はいかにといった質問でございますけれども、災害の発生時におきましては、自治体をはじめまして、自衛隊や消防、道路管理者等の関係機関との相互連携が非常に重要であると認識しております。特に、東日本大震災では多くの教訓を得たわけ

でありますけれども、特に、リアルタイムで送られてまいります交通渋滞等の映像情報は、非常に交通対策に有効であると認識してございます。そこで、国土交通省が国道等に設置しております交通監視用カメラが約150台ほどあるそうですが、それにより撮影されました映像を警察本部の交通管制センターでも受信できるように接続しまして、日常の交通管理のみならず、災害時における交通管理にも活用できますように、現在、国土交通省と協議を進めているところでございます。

#### 岸本委員

わかりました。この後、経営戦略部から出てこようかと思いますが、今、県庁全体で公共施設等総合管理計画が全庁的に進められています。その中で、災害に強い施設整備に向けた警察の中、長期的な考え方については、どういう考え方で進んでいくのか、教えていただけますか。

#### 石川会計課長

県警察におきましては、変化する治安情勢や今後の施設の整備や維持管理のあり方などを内容といたします徳島県国土強靱化地域計画、あるいは公共施設等総合管理計画の策定に向け、現在、取組を進めているところでございます。本県の厳しい財政状況の下、一気に施設整備を進めることは困難ではございますが、引き続き、治安あるいは防災の観点から、警察施設の整備方針や優先順位等により、県財政に対する負担軽減や経費の平準化を踏まえつつ、具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### 中山委員

先ほどの藤田元治委員の質問の関連で、まずは1点お聞きします。冬山での災害活動に必要なとされる装備等の問題で、警察車両は冬用タイヤに交換するのでしょうか。

#### 石川会計課長

冬用のタイヤは用意してございますので、山間部を管轄しております三好署、美馬署等につきまして、交通取締用車両やパトカーなどは、スタッドレスタイヤなどに替えて準備しているところでございます。

#### 中山委員

これから道路の凍結等でスリップ事故等が多発する時期になりますので、警察車両がスリップで事故することがないように、くれぐれも注意していただきたいと思います。

そして、前回の事前委員会でもお聞きしましたが、これまでの交通事故死者のうち、認知症やその疑いのある方の割合についてはどうでしょうか。

澤口交通部長

認知症による事故の統計は取っておりません。ただし、夜間に道路を徘徊中、交通事故に遭って亡くなられた高齢者の方は、平成24年の事故死者32名中1人、平成25年の事故死者49人中1人、本年は昨日現在の事故死者30人中2人となっております。

中山委員

現在、認知症に対する理解を深めようと、国を挙げて認知症サポーターを増やす取組が進められていることは皆さんも御存知だと思います。私も認知症サポーターの講習を受けております。そして、人数は少ないのですが、今、交通部長がおっしゃったように、今年死亡者が2人と人数が少ないのですが、これから急速に高齢化は進むと思います。その中で、警察の方も認知症に対する知識をもっと深めていくべきではないかと思います。認知症サポーター講習の受講状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

河村警務部長

認知症サポーター養成講座の受講状況についての御質問でございますが、県警察では、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者の保護活動などを適切に対応するため、これまで警察本部、警察学校及び警察署において、認知症サポーター養成講座を5回開催し、234名の者が受講しているところであります。引き続き、認知症高齢者に対して適切な対応が出来るよう、同講座の開催を推進してまいりたいと考えております。

中山委員

是非とも全員が受講して、サポーターとなるように、これからも強化していただきたいと思っております。

まず、警察と高齢者の関わりの中で、運転免許証が大きな割合を占めていると思っております。

事前委員会でお聞きした小松島市の行方不明になられた方も、認知症の気があったと聞いております。無事保護され、事なきを得たのですけれども、もしも交通事故となっていた場合、その方が加害者になる可能性があって、その家族も大変非常に困ることになっていたと思っております。高齢者の方の場合、免許の更新時に認知機能検査を受け、その結果、免許の更新が出来ない場合もある一方で、反射神経などが鈍くなって運転の不安な方が自主的に免許証を返納する制度があると承知しております。何年か前の総務委員会でも長尾議員が質問されていましたが、今の免許証の返納状況はどうなっているのでしょうか。

澤口交通部長

過去3年間の運転免許の返納状況を見てみますと、平成23年中は906件、うち高齢者は823件で90.8%。平成24年中は836件、うち高齢者は766件で91.6%。平成25年中は814件、うち高齢者は729件で89.6%となっております。本年11月末現在で1,077件、うち高齢者は1,022件で94.5%と、免許返納者の大半は高齢者であります。

## 中山委員

今お聞きしたら、数字も大分増えてきて、制度も認識されつつあると思います。返納したくても返納できない理由の中に、非常に不便になることが一つにあると思います。運送業者等に対して働き掛け、利用料金の割引をしてもらおうといったメリット制度の充実を図ることで、運転免許の返納に更なる効果があるのではないかと思います。その一方で、事業者の方に話を聞いたら、経営が厳しく、割引などには応じられないといった話も聞くところではありますが、私は逆ではないかと思っております。返納の増加に伴って、バスやタクシーの利用者が逆に増えると思いますので、人や物の流れを作ることが、ひいてはまちづくりや経済の活性化にもつながるし、非常に重要なことであると認識しております。そのような観点からも警察だけが事業者に働き掛けるのではなく、県の担当部局にも働きかけをお願いして、連携して施策を展開していく必要があると感じておりますが、その辺はどうか。

## 澤口交通部長

県の担当部局等と連携して、関係機関、団体等に免許返納のメリット制度の拡充について申し入れているところでもあります。これまで、海部郡タクシー協会がタクシー運賃の割引、海陽町営バス料金の割引、美馬市デマンドバス料金の割引、神山町内の3事業所でタクシー運賃の割引等を実施しております。今後とも高齢者の方々の移動手段を確保するため、県の公共交通政策部門や運輸業界と連携して、公共交通サービスの充実を図っていくとともに、身体的機能の低下等により運転に自信をなくしている高齢運転者に対し、免許返納制度やそれに伴うメリット制度について周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

## 中山委員

今日頂いた資料の中に高齢社会安全安心総合対策というものが書いてありますけれども、是非、その中でも免許返納の拡充、さらには高齢者の交通事故防止のためのメリット制度の充実に力を入れ、強化していただきたいと思ひます。

もう一点、最近の報道によりますと、DVやストーカー殺人、危険ドラッグによる交通事故など、悲惨な事件が全国的に多発しております。毎日のように尊い命が奪われております。徳島県警におきましては、先ほど本部長の説明にもありましたように、皆さんの御努力により重要事件の検挙率が非常に高く、ほとんど解決されているということで、非常に喜ばしいことだと思ひます。

しかし、その一方で、被害に遭った方や不幸にも亡くなられた方の遺族は深い悲しみを背負ったまま生活を送っております。そういった被害者に対して、県としても様々な支援に取り組んでいることは承知しておりますが、中でも警察官は事件直後から直接被害者と接して支援に当たっていると聞いております。この作業というのは、非常にデリケートで

あり、ソフトな対応が必要なため、私はできる限り女性警察官が対応に当たるべきだと思います。その辺について、どのようにお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

#### 久次米警務部理事官

犯罪被害者支援の関係で、特に女性警察官の活用を踏まえた状況に関する御質問です。

まず県警察では、県警本部の情報発信課内に犯罪被害者支援室を設置しておりまして、室長以下3名の体制で犯罪被害者支援に関する事務を所掌しております。また、捜査第一課などの本部内の4所属と、各警察署に被害者支援係を設置いたしますとともに、各警察署等に計187名の職員を被害者支援要員に指定いたしまして、事件事故が発生した際に病院等の手配や付添い、あるいは事情聴取や実況見分等の付添い、補助等のほか、被害者等のニーズに応じた支援活動を行わせているところでございます。委員御指摘のとおり、被害者支援に当たりましては、やはり女性特有の細やかな心遣いが必要でありますことから、44名の女性職員を被害者支援係あるいは被害者支援要員として運用しているところでございます。とりわけ、性犯罪被害者に対しては、原則として女性職員を支援に当たらせているところであります。

#### 中山委員

以前、皆さんに紹介させていただいた小松島警察署の平野さんと直接お話しさせていただきました。非常に好感を持つことができ、この人だったら何でも言えるのかなと思えました。先ほどの資料の中に「女性の視点を活かした組織の構築」とあるように、どんどん女性の採用を多くして、女性のきめ細やかさを全面に出していただきたいと思えます。

また、県や警察以外に、県内には被害者を支援する団体があり、そういった団体は公安委員会から早期援助団体に認定される制度があるとも聞いております。認定されますと、被害者への支援が充実するものと推測しますが、その制度の概要と、本県及び全国の認定状況について伺いをいたします。

#### 久次米警務部理事官

早期援助団体制度の概要と全国の認定状況についての御質問でございますが、この犯罪被害者等早期援助団体と申しますのは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づきまして、先ほど御指摘ありましたとおり、県公安委員会の指定を受けて犯罪被害者等の支援事業を行う団体でございます。具体的な事業といたしましては、犯罪被害者等への継続的な援助をはじめまして、相談対応や情報発信活動等がございます。公安委員会から指定を受けて早期援助団体になりますと、先ほど委員からもお話がありましたとおり、犯罪被害者等の同意がありましたら県警察から犯罪被害者等の氏名でありますとか、被害概要等の情報提供を受けることが可能となりますので、早期援助団体から犯罪被害者等に能動的にアプローチして、犯罪の発生直後の早い段階から犯罪被害者に対する相談でありますとか、あるいは犯罪被害者への付添い等の直接支援を行うこと

が出来るようになります。なお、全国の認定状況ですが、本年12月1日現在、本県を除きます46都道府県におきまして、計46団体が指定を受けているところでございます。したがって、現在、徳島県内には指定を受けた団体はございません。

#### 中山委員

被害者の気持ちというのは、当事者にならないとわからないものであって、心の傷が非常に大きく、深いものだと思います。また、大黒柱を失ったことによる経済的な理由で、後を追って亡くなるという悲惨なこともあると聞いておりますので、是非とも早期の認定に向けての取組を強化していただきたいとお願い申し上げます。そのことに対し、県警として県民の理解を向上させることについてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

#### 久次米警務部理事官

犯罪被害者等に対する県民の理解をどのように深めていくのかという御質問でございますが、委員御指摘のとおり、犯罪被害者支援は警察一人の力のみでは十分なし得ず、県民の御理解と御協力が不可欠と認識しております。そこで、県警察では、ポスター、リーフレット等の作成、あるいは街頭キャンペーンなどによりまして、情報発信活動を積極的に展開しているところでございます。また、関係機関と連携いたしまして、犯罪被害者支援講演会でありますとか、中高生を対象といたしまして命の大切さを学ぶ教室などの開催に取り組んでいるところでございます。今後とも関係機関、団体と連携いたしまして、犯罪被害者等への支援に対する県民の皆様の一層の関心と理解の増進を図ってまいりたいと考えております。

#### 中山委員

是非、女性警察官の活用をはじめ、各種支援を通して被害者の方々の不安が少しでも軽減されるよう、警察を挙げて御尽力をお願いしたいと要望いたしまして、終わります。

#### 笠井委員長

議事の都合により休憩いたします。（11時54分）

#### 笠井委員長

再開いたします。（12時00分）

#### 長池委員

それでは、手短かに簡単にいきます。ただ、問題については簡単なことではございません。先日、本会議の一般質問のほうで、自殺対策について質問させていただきました。その際、これまでの自殺者の推移を求めたとき、警察のほうから資料を頂きました。自殺とい

うのは、事件や事故ではないというイメージがある。当然、警察も案件毎に事件か事故か調査されると思いますが、自殺に関してはそのどちらでもないということで、なかなか世間一般に出にくい。自殺者の総数というのは大きく発表されるのですが、それぞれの案件については、家族に対しての配慮ということで、余り詳しく報道されていないことがわかりました。そういった中で、自殺する前の相談窓口に関して私が一番最初にイメージしたのが「徳島いのちの電話」で、24時間態勢だと思います。さらには、「よりそいホットライン」というものもあるとお聞きしております。多分、警察のほうにもそういった相談があると聞いているのですが、どういった状況になっているのか教えていただけたらと思います。

#### 久次米警務部理事官

自殺に関する相談も含めまして、警察への相談の受理に関しましては、執務時間内におきまして警察本部の警察総合相談センターで受理しておりますし、また、各警察署は警務課に受理の窓口を設置しております。勤務時間外におきましては当直員が受理しておりますので、24時間態勢で警察への相談の受理に当たっている状況でございます。

#### 長池委員

24時間対応されているということですが、多分、「徳島いのちの電話」には、常に自殺の相談を受けているプロフェッショナルな方がいらっしゃって、しっかり対応できると思うのですが、各警察署で24時間対応されている当直の方は、主に事件事故が基本でありますし、いきなり自殺の相談に来られても場合によってはなかなか対応できない部分があると思います。ただし、先ほど木南委員もおっしゃったように、今の現代社会においては、虐待やDV、ストーカーなどがすごく多様化し、その件に関して警察の方に救いを求める、ニーズが高まっていると思います。先ほどの虐待の早期発見と同じような構造にはなりますが、自殺を食い止める、命を食い止めるといった意味で、警察の今後の対応といえますか、御所見を聞かせていただきたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

警察におきまして、自殺に関する相談等を受理した場合の対応等についての御質問でございます。

警察といたしまして、具体的に自殺に関する相談を受理した場合につきましては、まず相談内容に真摯に耳を傾けまして、自殺を企図する要因や背景を聴取して、これを除去するための必要な助言、説得を行うことといたしております。その上で、対象者の意向等も踏まえまして、県の関係部局等が開設しております専門の相談窓口を紹介いたしますほか、対象者の精神状態等も勘案いたしまして、精神科医への相談を促すことなどを行っているところでございます。また、委員御指摘のように、自殺を企図する方が正に自殺行為に着手しようとしているような相談もございます。そういった危険性、切迫性の高い場合には、

警察官職務執行法に規定されております保護の要件等も踏まえまして、対象者を保護の上、関係機関に対して引継を行うなど、適切な対応に努めているところでございます。先般も親族からの通報によりまして、子どもを道連れに自殺を図ろうとした女性を手配の上、発見、保護いたしまして、専門の医療機関に引き継いだという事案がございました。警察といたしましては、自殺を企図する方などからの相談に対しては、対象者の生命、身体の安全を確保することを最優先にいたしまして、適切な相談の受理と対応に今後とも努めてまいりたいと考えております。

#### 長池委員

虐待にしろ、自殺にしろ、窓口としての警察の対応に対する社会のニーズが本当に高まっていますので、それに対応するべく、職員の方のスキルアップといたしますか、重点施策の項目の中に自殺対応も含めていただきたいと思います。このことを要望し、質問を終わりたいと思います。

#### 松崎委員

給与改正の関係で、県の人事委員会に勧告されたことについては理解したいと思っておりますし、長らく給与が引き上げられなかった職員の皆さんからすれば、若干でも改善されるということで、期待され、喜んでいるのかなと思っております。

しかし、先ほどの説明によると、来年の改訂以降については、地域間、世代間の給与配分の適正化を図るために2%下げるということをごさしまして、徳島みたいところは地方ということで、段階的に2%の給与引下げがあると。これについては、今、政府が言っている都会の機関を地方へ移す、何とか地方を創生するという動きに全く逆行しているのではないかと思います。加えて、地方も人材の確保をしなければならない。また、自信と誇りを持って一所懸命働いていただいている皆さんに対し、2%下げていくことへの怒りみたいなものを感じざるを得ないところであります。これについては、一々コメントを求めませんけれども、ただ、こういうやり方で本当に地方が活性化するのかなという感じがしております。一方では、4月から地域手当が現行の100分の18から100分の20に改正されると。ただし、これについては人事委員会規則で定める地域に在勤する警察職員に対して割合を上げるということですが、この人事委員会規則で定める地域というのは、徳島県内においては一体どのような地域になるのか、お伺いをしたいと思います。

#### 河村警務部長

人事委員会規則につきましては、来年2月議会のころに定められると聞いておりますので、詳細については存じておりません。地域手当の具体例でございますが、最大支給割合の100分の20になるのが東京都などの首都圏でございます。それ以外にも大阪府や愛知県などの中京圏とか、いわゆる都市圏に派遣して勤務する場合の手当を定めているものと承知しております。

松崎委員

徳島市や阿南市など、新たに地域手当が若干出る地域もあるように聞いております。2月に人事委員会が決めるということですが、郡部の町村役場近くの駐在所で勤務されている警察官は上がらないのでしょうか。それとも全県的に上がるのでしょうか。また、一定の率で上がるのか、率を何段階にも分けているのでしょうか。今の段階でわかりませんか。

河村警務部長

山間部等に関する地域の手当についてのお尋ねだと承知しておりますが、今回改正の対象にはなっていませんが、現行でもへき地手当というものがございまして、そういった生活環境が非常に厳しいところで勤務する警察官に対しては、へき地手当が支払われているところであります。

松崎委員

これ以上は言いませんが、徳島市、鳴門市、阿南市や、へき地手当が支給される地域以外で働く人への手当はどうなるのですか。

河村警務部長

委員御指摘のとおり、国では徳島市、鳴門市、阿南市に勤務する場合に限り、3%の地域手当が支給されるところであります。また、へき地手当の支払に関しては、地域手当相当額の支払はないと思います。

松崎委員

わかりました。来年度の事業計画にあるように、安全安心を誇れる県の実現に向けて頑張っていると思うのですが、地域手当により別れてしまうというか、分断されてしまうことについては、職場感情としては極めて面白くない思いがしますので、そういう現場の声もしっかり受け止めて、然るべきところには意見の反映をしていただきたいと思っております。そもそもこういう形で引き下げること自体が問題だと、個人的見解で申し上げたいと思っております。

次に、基本方針について御説明いただきました。犯罪抑止に向けた環境整備ということで、防犯カメラの設置の促進、それから道路、公園、駐車場の防犯性の向上と、二つの二重丸が付けられています。今年も子どもたちがねらわれ、悲しい事故が続発していますし、新聞記事などによると、やはりそういうところで不審者を発見し、警戒情報が出されています。防犯カメラに関して、例えば、県のほうにどの程度の要望が出されているのかということが一つ、もう一つは、通学路などで犯罪が起こったり、事故が起こる可能性が大変高く、ここ二、三年の間で安全対策に取り組んできたと思うのですが、通学路の設置なども検討されているのか、少しお聞きしたい。

さらに、中村教授が世界に誇るノーベル物理学賞を受賞されたことは御承知のとおりであります。新年度に向けた中で、公共施設等総合管理計画なども出されるとのことです。信号などのLED化もかなり前から取り組んでいただいていると思うのですが、更に加速して進めるとか、それから施設については、例えば施設のLED化を進めたり、屋根を活用した太陽光発電装置の設置といった新たな視点の施設整備も書かれていますので、何か御披露いただきたいと思えます。

笠井委員長

小休します。（12時18分）

笠井委員長

再開します。（12時19分）

小倉生活安全部長

防犯カメラの設置等に関する要望件数等についての御質問でございますが、具体的な要望、個々の要望については、数字的なものは把握しておりません。これまで県警察において公費で設置したカメラ等について申し上げますと、通学路の安全対策、見守り対策ということで、58基の子ども見守りカメラ等を県下に設置しているところでございます。子どもの通学路の安全対策として、今申し上げました子ども見守りカメラとか、緊急発砲装置付防犯カメラを県内に設置しております。子ども見守りカメラについては、徳島市の八万地区において警察庁から全国15地区のうちの一つとして指定されまして、25基の防犯カメラを設置し、通学路におけます子どもの見守り活動を実施しているところでございます。

また、緊急発砲装置付きの防犯カメラにつきましては、県が新設しました地域子育て創生補助金制度を活用いたしまして、徳島市の内町地区に10基と、板野郡藍住地区に10基の合計20基を設置して運用しているところでございます。カメラ関係につきましては、以上でございます。

澤口交通部長

LED信号機について説明いたします。平成26年3月末現在、車両用灯器8,121灯のうち、61.5%に当たる4,995灯をLED化しております。今年度は、約300灯をLED化することとしておりまして、来年度も希望といたしまして同じ300灯をLED化したいと考えております。なお、歩行者用につきましては、100%のLED化が終わっております。

杉本拠点整備課長

御質問の太陽光パネルの関係でございますが、災害発生時に停電が発生しまして、防災拠点である警察署が機能できるように、県警察といたしましても電源の確保は最重要であると認識しております。警察本部や警察署では、自家用発電設備を設置し、有事に備えて

いるところでございますが、発電装置、エンジン等でございますので、故障の事態が想定されます。そのため、太陽光パネルと蓄電池を併せて設置することが有効ではないかと認識しているところでございます。これらのことから、牟岐警察署本館におきまして、現在、太陽光パネルと蓄電池の設置を工事中でございます。引き続き、来年度は鳴門警察署において同様の設備を設置することを予定しているところでございます。

#### 松崎委員

急な質問で申し訳ございません。基本方針が示されましたので、少し質問させていただきました。もしもの災害の場合に信号が機能するように、松茂町の教習所などでモデル的に実施されていることも見させていただき、いろいろな形で知恵を出しながらされていると思いますが、それを広げていき、このことによって省エネ化を図っていくと。また、徳島県においては、例えば、県警の関係ではLED化が60%強ですけれども、80%くらいを目標に実施するなど、そういった数値目標も決めながら、是非、しっかりと予算要求していただきたいと思います。日々、県民は信号等々を見ながら生活していますし、また、LED化されることに誇りを感じるのではないかと思いますので、お願い申し上げておきたいと思います。

次に、ちょうど選挙期間中になりますが、12月10日に特定秘密保護法が施行されました。

しかし、同法は政府にとって不都合な情報が隠されてしまうのではないかと、国民にとっては知る権利とか、マスコミの皆さんにとっては報道の自由等々の極めて当たり前の民主主義の根幹となる権利が侵害されるのではないかという心配がありまして、秘密をどのように指定するのか、それをいつどのように解除するのか、それが適正に行われるのかということが監視体制として十分ではないということなども指摘されているところがございます。この特定秘密の指定対象が防衛、外交、スパイ活動やテロ分野など、55項目ほど有るようでございます。外務省、防衛省をはじめとする19の行政の長とされておりますけれども、その中には国家公安委員会や警察庁も含まれ、警察庁は特定秘密の管理規則を定めたとお聞きしております。

そこで質問ですけれども、特定秘密の指定と取扱いについて、警察庁が管理規則を決めたということでございますので、当然、県警察においても特定秘密を保有することになると思います。県警察として、例えば、特定秘密を指定するとか、また、指定期間を定めることが出来るのでしょうか。

もう一つは、県警察内でどのような特定秘密を取り扱って、誰が管理、点検するのか。

さらに、県警としてそのための部署が新たに設けられることになるのか、まずはお伺いいたします。

#### 西岡警備部長

先日から施行されました特定秘密の保護に関する法律に関しまして、ただいま委員のほうから3点ほど御質問を頂いております。

まず、国の機関でございます警察庁が関係する特定秘密に関しましては、先ほど委員から御指摘が有りましたけれども、大きく分けて4分野ございます。その4分野の中で、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関するということで、当然、県警察におきましても、これに関連するものが想定されているところでございます。そこで、この法律におきましては、警察庁長官をはじめとした行政機関の長が特定秘密の指定、解除、有効期限を定めることになっております。したがって、都道府県警察が特定秘密を指定したり、あるいは有効期間を定めることはありません。

そして、現在保有する特定秘密ということでございますけれども、現時点におきましては、特定秘密の保護に関する法律に基づく特定秘密というものはございません。

それから、管理、取扱いに関する質問でございますけれども、県警察における特定秘密の保護に関する業務を管理する者ということで、警備部長が指定されているところでございます。そこで、これらの管理、あるいは点検等についても警備部長が実施します。

最後に、特定の部署を新設したりするのかということでございますけれども、これは警備部長の所管する部署で取り扱うということで、これに伴いまして新たに部署を設けるといったことは考えておりません。

#### 松崎委員

専ら県警察の中では、警備部長が管理、点検するということですがけれども、県警察が保有する特定秘密を取り扱う警察官や職員の方に対し、適性評価という名目で身辺調査が行われることになっております。これについては、どのような調査をして、また、実施状況などを点検して、適性でない人に対しては、当然、部長のところで配置転換もありうるのかなと思っておりますが、そういうことになるのでしょうか。ふさわしくない人は、調査の内容によっては仕事から外すことになるのかどうか。その辺を少しお伺いいたします。

#### 河村警務部長

適性評価の実施についての御質問でございますが、この実施要領につきましては、本年10月14日に閣議決定された特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準に基づき実施することとしております。適性評価を本県で実施する要領でございますが、本部長を実施者といたしまして、評価対象者の同意を得た上で、法律で定められている特定有害活動及びテロリズムとの関係や情報の取扱いに係る非違事案の経歴等を調査して、適性を判断することとしております。なお、調査に際しましては、必要な範囲内で評価対象者に質問したり、公務所もしくは公私の団体に必要な事項を照会することとしております。そして、適性評価の結果についてでございますが、評価対象者に通知するとともに、徳島県公安委員会に毎年度少なくとも1回は適性評価した件数や評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数などを報告することとしております。適性評価の結果、不適正となった場合でございますが、閣議決定に基づきまして、特定秘密の取扱いが出来ないこととなります。

松崎委員

警備部長の下で管理され、最終的には本部長の下で適性でない人は部署から外すことになるのだらうと思いますが、今月10日に施行されましたので、既に行われていると理解してよろしいですか。それとも、それぞれの人事異動期間に行うのでしょうか。

河村警務部長

法律は施行されていますけれども、現在のところ適性評価は実施しておりません。

松崎委員

適性評価の内容ですけれども、例えば、交友関係、病気の履歴、酒癖、借金の有無、さらには、家族の中に外国籍の方がいるのかどうかといったことまでと理解してよろしいのでしょうか。

河村警務部長

先ほどお答えいたしました閣議決定では、調査事項が定められておりまして、特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査することとなっております。また、同運用基準に基づきまして、職員の家族について、氏名、生年月日、住所、国籍等を調査することとなっております。

松崎委員

かなり詳しく調査され、情報を取り扱っているとのことであります。当然と言えば当然なのかもしれませんが、余り面白くないというか、プライバシーや人権まで入り込んだ調査になるといった感想を持ったところでございます。実際、特定秘密保護法を運用するに当たり、まずは警察官の中でプライバシーに関わる調査事項がかなり行われるということで、そのことによる侵害を心配するところであります。例えば、秘密指定した情報が実は不適切な秘密指定ではないかということで、いわゆる内部の通報窓口が設定されるようですけれども、県警内ではどこに通報すればいいのか。それから、内部通報をすることによって、その人が公務員法違反といった形で処分される心配もあるのですけれども、そういう場合に内部通報者を保護していただく仕組みはどのようになっているのでしょうか。

西岡警備部長

この法律の内部通報窓口の関係でございますけれども、特定秘密の指定とその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法に従って行われていないと認められる場合、通報を受け付け、これを処理するようになっておりますので、当然、県警察におきましても、これ

を処理する窓口を設けたところでございます。県警察では、通報の処理の中立性を確保する観点から、特定秘密の取扱業務を全く行っていない監察課を指定しているところでございます。

また、後段の御質問の内部通報者につきましては、監察課におきまして、氏名等が漏れることのないよう適切に対応してまいる仕組みになっております。

松崎委員

監察課のほうへ内部通報し、適切な秘密情報ではないということであれば、監察課はどこまでの権限があるのですか。例えば、警備部長であったり、本部長という話がありますし、警察庁や公安委員会といったところになってくるのですか。監察課のところですべて処置されることはありませんよね。

笠井委員長

小休します。（12時37分）

笠井委員長

再開します。（12時40分）

松崎委員

現場の警察官の方が、これは不適切な秘密指定ではないかと思ったとき、窓口としては県の監察課へ申し出ると。そして、その内部通報者をしっかり保護していくという趣旨で取りあえず受け止めてよろしいですね。

もう一つ、この秘密事項というのは民間企業で働かれています方にも提供されることになるわけですし、その企業の社員も適性評価の対象になると。今現在、県警察が特定秘密を提供するような企業が県内にあるのでしょうか。そして、県警察が保有する特定秘密の情報を徳島県や我々県議会に提供できるのでしょうか。

西岡警備部長

ただいまの前段の御質問で、一般の方々にという話ですけれども、現時点でそういったものについては全くございません。確かに、法律には公益上必要な場合は提供できるという事項がございますけれども、想定も含め、我々としては今の段階でお答えできる状況にはないということを御理解いただきたいと思います。

また、後段の部分でございますけれども、まずは一般論として申し上げたいのですが、県警から県議会や知事部局等に提供する方法があるとすれば、一つは、特定秘密保護法の第10条に基づく公益上の必要による特定秘密の提供と、もう一つは、警察庁長官と調整いたしまして、特定秘密を解除した場合の二つが想定されるところでございますが、いずれにしても、県民の安全確保のためには必要な情報を適切に提供してまいりたいと考え

ております。

#### 松崎委員

公益上という判断基準のよくわからない要件でしか県に報告されないし、それが秘密事項から解除されたということがない限り、県議会や県にも情報提供されないということですけれども、公益上という中には、例えば、テロ防止やいろいろなスパイ活動の防止といったことが含まれていますので、県の関係機関や消防機関など、いろいろなところと連携しなければならないと思うのですが、どのようになっているのでしょうか。

#### 西岡警備部長

県との連携云々ということでございますけれども、いずれにしましても、先ほど説明しました特定秘密保護法第10条によりますと、結局、国会議員等の調査権や刑事事件の捜査に関する資料といったものについては提供できるとしておりますので、当然、県警といたしましては、これらの規程に準じて提供できるものと考えているところでございます。これ以外では、結局、適性評価を受けなければこれを扱えないので、端的に言えば、一般の県職員については、今の段階で適性評価を受ける対象者ではないと考えておりますし、情報を共有したり、この情報を基に何らかの対応をすることについては、現時点では考えられないと思っております。

#### 松崎委員

要するに、県の職員というのは、身辺調査もしていないので情報は伝えられないということになる。特定秘密保護法が施行され、実際に運用されるようになり、今お話があったように、県警のほうにこれからいろいろな秘密が提出されることについて、県民の目が県警に対して注がれたり、県警を見る目が変わってくるのではないかと。それから、秘密漏えいなどの違法行為が見つければ、県警が捜査を担うことになってくると思うのですが、この法の施行を受けまして、県警本部長としてはどのような姿勢で臨まれるのか、お伺いいたします。

#### 児嶋警察本部長

特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としたものであります。我が国の安全保障に関する情報の中で、特に秘匿することが必要なものを保護するため、特定秘密の指定や解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価や罰則、そして、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めたのがこの法律であると承知しています。この法律におきましては、警察庁長官が特定秘密の指定や解除、そして有効期間を定めるものでありまして、県警察が独自に指定できるものではありません。県警においては、この制度を的確に運用して、情報の保全に万全を期してまいり所存であります。それから、この法律違反に対する捜査につきまし

ては、法と証拠に基づいて適正に対処してまいる所存であります。

松崎委員

本部長の情報というのは、公安委員会のほうに提供されるのですか。

西岡警備部長

公安委員会には、定期的に報告することになっております。

松崎委員

公安委員の皆さんは、知事が指名して、議会も承認して、いわゆる県民の代表として、公安委員会の中で県警の行政をしっかりと安全安心に保つ、信頼される警察を目指す立場で活動されていると思います。残念ながら、報道の自由という観点から見ると、2010年までは世界11位だったものが、特定秘密保護法が出来たり、原発の事故が起こった結果、世界ランキング59位まで下がった。今、本部長が報道の自由とおっしゃった安全保障のバランスについては、国際的にも非常に欠けていると見られている。公安委員長から何かコメントはありますか。

西宮公安委員長

世界ランキングはよくわかりませんが、特定秘密をいかに守っていくかといった国家安全のために使う法律でございますので、粛々と守っていきたいと考えております。

笠井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第38号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。  
議事の都合により休憩いたします。（12時52分）